

東京都立臨海青海特別支援学校長
小原 由嗣

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」（裏面参照）には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童・生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった児童・生徒等を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を保護者の方が記入し、担任へ御提出ください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による欠席届

東京都立臨海青海特別支援学校長 殿

小学部・中学部 _____年 _____組 氏名 _____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。

このため、____月____日から____月____日まで欠席していましたが、登校しますのでご連絡します。

病 名： _____

受診した医療機関名： _____

電話番号： _____

令和____年 ____月____日

保護者名 _____

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

※学校保健安全法施行規則第 18、19 条及び新型インフルエンザ等対策特別法等の一部を改正する法律（2021 年 2 月時点）

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律 第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで
第二種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

●通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ) ※日常生活で配慮が必要なため、報告はお願いしています。